

# 令和5年度介護予防サポーター養成講座受講生を募集します

## ●介護予防サポーターとは

「出雲市いきいき体操」、口腔体操やレクリエーションの実施方法、健康づくりの知識を学び、「通いの場」等で一緒に体操を実践するなど、地域で活動するボランティアです。

## 開催日

第1回	7月12日(水)	第2回	7月26日(水)	第3回	8月 9日(水)
第4回	8月23日(水)	第5回	9月13日(水)	第6回	9月27日(水)
第7回	10月11日(水)	第8回	10月25日(水)	第9回	11月 8日(水)

開催時間 13:30～16:00 会場 交流館はまぼうふう(西園町3367)

募集定員 20名程度(全9回のうち、5回以上参加できる予定の方)

受講料 無料 申込期限 6月30日(金)

申込み・おたずね/医療介護連携課 ☎21-6106 FAX 21-6749



## 緑の募金 にご協力をお願いします

## 緑の募金とは

森林は、きれいな空気、おいしい水、心身の癒し、地球温暖化の防止など、わたしたちの生活を支え、多くの恵みを与えてくれますが、手入れ不足等により本来の働きを十分に発揮できていないという現状があります。「緑の募金」は森林整備や緑を増やすことを専門家等に任せるだけでなく、国民一人ひとりが森林や緑を自分たちの共通財産と考え、それぞれの立場で、可能な方法で、森づくりへ参加することが必要だという考え方から始まった誰もが参加できる森林ボランティア活動です。

市では、毎年春に町内会を通じて広く市民の皆さんにご協力をお願いしています。令和4年度は、出雲市で約640万円、県全体では約3,090万円の募金をいただきました。これらの浄財は、さまざまな「森づくり・人づくり」活動に活かされています。より多くの皆さんが緑の募金運動に参加し、国民全体で森林を守り育てる運動として発展できますよう、ご理解とご協力をお願いします。

## 出雲市の「緑の募金」の活用事例

皆さんにご協力いただいた緑の募金は、出雲市でも森林保全や緑化推進活動などに活かされています。

### ◆「公募事業」の実施

…市民による森林整備、環境緑化、緑化普及、国際緑化協力事業

令和4年度は、学校や地域団体など5団体が緑の募金を活用し、間伐体験や研修会などの取組が行われました。

### ◆「緑の少年団」活動

…小中学生による緑に関する学習活動・奉仕活動・野外活動等

出雲市内では、17校の小中学校が緑の少年団として活動し、森林内での野外活動、環境美化活動など、さまざまな取組が行われています。



市内の山林での間伐体験

おたずね/森林政策課 ☎21-6996

# 統計調査員を募集しています!



市では、各種統計調査に従事していただく統計調査員を随時募集しています。

- ◎調査対象(世帯、事業所等)を訪問し、調査票の記入依頼や回収・点検といった基本的で重要な部分を受け持っていただく仕事です。
- ◎調査の結果は、国や研究機関などが施策立案する際の指標となる、重要な基礎資料として幅広く活用されています。
- ◎調査に従事された場合には、国の基準に基づいた報酬が支払われます。報酬額は調査内容や件数に応じて変動します。また、調査期間中は非常勤の公務員として公務災害の補償の対象となります。詳しくは担当課までおたずねください。

## ★令和5年度の主な統計調査★

住宅・土地統計調査(基準日:10月1日)、漁業センサス(基準日:11月1日)

### 令和5年度 住宅・土地統計調査 調査員募集

この調査は、統計法に基づき5年ごとに実施される基幹統計調査で、令和5年10月1日を基準日として行われます。  
住宅の建て方や世帯の構成などについての調査を行い、その結果は耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくりに活用されます。  
出雲市では約120人の調査員を募集します。ご興味がありましたら、担当課までお知らせください。

申込み・おたずね / 総務課 ☎21-6301 メール soumu@city.izumo.shimane.jp

## ひとり親家庭への支援制度のご紹介

ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては、所得要件や事前に相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制 度	内 容	おたずね
母子父子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育て・就労・養育費取得などさまざまな悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。相談時間は平日8:30~17:00(受付16:30まで)です。事前に相談日時予約をお願いします。	市役所本庁 子ども政策課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母または父が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行います。	
母子家庭等自立支援給付金事業	母または父の就業を促進するため、資格取得のための講座を受講する場合や、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。	市役所本庁 子ども政策課 または各行政センター
児童扶養手当	父母の離婚などにより、母または父と生計をともにしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。 ※所得・児童数で手当額が決まります。	
福祉医療費助成制度	ひとり親家庭の母(父)とその児童または両親のいない児童の医療費を助成します。(所得制限があります。)	市役所本庁 福祉推進課 または各行政センター
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費などを援助します。	市役所本庁 教育政策課 または各小・中学校

〈おたずね〉  
市役所本庁 /  
子ども政策課 ☎21-6218 FAX 21-6413  
福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598  
教育政策課 ☎21-6190 FAX 21-6192

平田行政センター 市民サービス課 ☎63-5567 FAX 62-4369  
佐田行政センター 市民サービス課 ☎84-0111 FAX 84-0579  
多伎行政センター 市民サービス課 ☎86-3111 FAX 86-3561  
湖陵行政センター 市民サービス課 ☎43-1215 FAX 43-1433  
大社行政センター 市民サービス課 ☎53-3116 FAX 53-4493  
斐川行政センター 市民サービス課 ☎73-9110 FAX 73-9119